

みやぎ

宮城県美しい景観の
形成に関する基本的な方針



平成 24 年 3 月
宮 城 県

策定にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、我が国観測史上最大規模の地震とそれにより発生した大津波等により、多数の尊い命とかけがえのない多くのものが奪い去られました。

あらためまして、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

県では、平成 10 年に景観形成に関する基本的な考え方を「宮城県景観形成指針」として示しておりましたが、平成 19 年には、良好な景観形成を県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」における重要な取組として位置付けるとともに、指針の内容を見直し、「新・宮城県景観形成指針」として改訂しました。また、宮城県議会では、平成 20 年に「景観保全・まちづくり調査特別委員会」を設置し、景観条例の制定に向けた調査・検討を行い、その結果を踏まえ、平成 21 年 7 月に「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」が制定されました。

今回、同条例に基づき、宮城県景観審議会に対し、景観の形成に関する基本的な方針について諮問し、5 回にわたる審議の後、答申がなされ、この答申を踏まえ、本方針を策定しました。本指針は、「新・宮城県景観形成指針」で示した景観形成に関する基本的な考え方に、広域的な景観のとらえ方などの視点を加え、さらに東日本大震災からの復興まちづくりを行う際の留意事項も加えたものになっています。

本方針で示している「まもる」「つくる」「育てる」という景観形成の基本目標は、震災後の景観形成においても変わらず重要な視点です。地域の思い出を大切にしながら、魅力あるまちづくりをしようとする意識が、この未曾有の震災を乗り越える原動力のひとつになると思っております。本方針が、震災復興まちづくりにおいて、初期の段階から行政と住民と一緒に検討され、震災前にもまして美しく魅力ある街並みをつくる一助になればと願っております。

最後に、この方針の策定に当たりまして、様々な機会を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、宮城県の美しい景観形成に向けた取組に対しまして、御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。

平成 24 年 3 月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

はじめに	1
序 章	2
(1) 景観のとらえ方	2
(2) 基本方針の策定の経緯と役割	3
① 基本方針策定までの経緯	3
② 基本方針の位置付けと役割	4
第1章 宮城県の景観の現状と課題	5
(1) 宮城県の景観の現状	5
① 自然的側面	5
② 社会的側面	5
③ 歴史的・文化的側面	6
(2) 景観形成に関する課題	7
第2章 美しい景観の形成に関する目標	8
(1) 美しい景観の形成に関する基本理念	8
(2) 美しい景観形成に関する基本目標	9
(3) 美しい景観形成に関する基本的な考え方	10
第3章 広域的な景観形成に関する事項	12
(1) 広域的に景観をとらえる意義	12
(2) 広域的な景観のとらえ方	12
① 景観区分	12
② 景観軸	16
③ 景 域	19
第4章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項	20
(1) 「まもる」ための施策	20
(2) 「つくる」ための施策	20
(3) 「育てる」ための施策	20

(4)	総合的な施策	21
(5)	景観形成に向けての役割分担	21
付 章	東日本大震災で被災した市町村の景観形成に向けて	22
(1)	震災後の景観の現状と課題	22
①	震災後の景観の現状	22
②	震災後の景観形成に関する課題	22
(2)	被災市町村の景観の形成に関する目標	23
①	基本理念に関連する事項	23
②	基本目標に関連する事項	23
(3)	被災市町村のこれからの景観形成のために	24
 【資料編】		
○	審議経過	27
○	宮城県景観審議会 委員名簿	28
○	宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	29

はじめに

宮城県では、山、川、海などの豊かな自然、脈々と連なる歴史やその中で育まれてきた文化を背景として、個性ある景観が形づくられてきました。さらに、現在の人々の暮らしを支える建物、施設などや、そこで営まれる社会経済活動などによって景観は特徴付けられています。

自然や歴史、文化を感じることでできる景観は、いつまでもそのままであるとは限りません。また、地域の景観との調和に必ずしも配慮されているとはいえない街並みなどを目にすることもあります。

私たちのまわりにある美しい景観を守り、次の世代に伝えていくことが求められています。また、私たちが日常生活を送っている身近な景観などについても、良いところを受け継ぎながら、将来も大切にされるような景観を新たにをつくっていくことが求められています。

ひとつひとつの建物や施設などは、個人のものであったり、事業者のものであったり、公共のものであったり様々ですが、それら全体の景観は、県民共有の財産です。宮城県内の美しい景観は、県民みんなの「美しい景観をまもろう」、「美しい景観をつくろう」という意識に支えられます。そのような意識を育てる環境づくりも大切になってきます。

また、このようにして、守り、つくられた美しい景観は、観光をはじめとする様々な社会経済活動に生かされることによって、地域を元気付け、生活に潤いをもたらしてくれるものでもあります。

宮城県が美しい景観で満ちあふれた心地よい空間となり、県民が誇りや愛着をもって暮らせるよう、ここに美しい景観の形成に関する基本的な方針を定めました。

〔本書の構成〕

本書の序章では、景観づくりを進めるに当たって前提となる、景観のとらえ方についての考え方を示すとともに、本書策定に至る経緯等をまとめました。また、第1章で、宮城県の景観の現状と課題を、第2章では、その課題の解決に向けて、美しい景観の形成に関する目標などをまとめました。さらに、景観形成を考えるに当たっては、市町村の区域を越えた広域的な景観の在り方を理解することが必要であることから、第3章において、県内の広域的な景観のとらえ方とその在り方を示し、第4章で、景観形成に関して宮城県が取り組むべき施策の基本的な考え方と注意事項を示しました。

また、本書のとりまとめ作業に入っていた平成23年3月11日に、東日本大震災が発生し、県内の市町村が地震による被害を受けました。とりわけ沿岸部の市町村については、地震による被害に加え、大規模な津波により更に甚大な被害を受けており、場所によっては原状復旧がほぼ不可能な状況にあります。

今後、被災した市町村では、行政が住民の意見を取り入れながら、防災面をはじめ、産業振興及び地域コミュニティの在り方等様々な面において抜本的な見直しを行い、復興まちづくりを進めていくこととなります。このような状況を受けて、付章で、復興まちづくりを進める際に、景観形成のために留意することが望ましい事項を示しました。

序 章

(1) 景観のとらえ方

私たちの目の前には様々な風景が広がっています。それは自然的なものであったり、人々が社会的な活動によって作り上げてきた人工的なものであったり、両者が組み合わされた状態であったりします。その風景に対して、好き嫌い、快不快などの感情を抱くことがあります。そして、その風景がなぜ好き（又は嫌い）なのか、なぜ心地よく（又は不快と）感じるのかをじっくり考えていくこと、つまり目に見える空間をできる限り客観的に把握して評価することが、景観をとらえることであるといえます。

目の前の風景の中にある山、川、海岸、樹木などの自然（ここでは人が自然に関わってつくった水田や植林なども自然に含めて考えます。）や、集落、工場、神社、道路、石碑などの人工物をひとつひとつ確認するとともに、目に見えるものがどのような時間を経てきたか、人々がそれらとどのように関わってきたのかなど、それらの背景にある歴史や文化、伝統などを理解し、さらに音や匂いなど五感にまつわる情報をも含めてとらえると、景観認識が深まります。

景観をとらえるということは、このように景観を構成している要素にまつわる情報を整理し、それらの要素がお互いにどのように関連しているのかを理解していくことでもあると考えられます。

また、日常生活を送る地域の範囲だけでなく、市町村やさらにその周辺も含めた広域的な範囲など、様々な規模で景観の特性を理解することが、その地域の特色を表しつつ、周辺の地域とも調和のとれた景観づくりにつながります。

そして、各地域において、なるべく多くの人々が、快適で美しいと感じ、後世に伝えたいと思う「もの」や「こと」（ここではそれらを「景観資源」ということにします。）を見つけ出していくことが、その地域の美しい景観づくりの第一歩になると考えられます。

(2) 基本方針の策定の経緯と役割

① 基本方針策定までの経緯

宮城県では、平成8年11月に、県内のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える意識の醸成を図るために「宮城県景観形成懇談会」を設置し、その懇談会での検討成果を平成10年3月に「宮城県景観形成指針」(以下「景観形成指針」という。)としてまとめました。あわせて県内の良好な景観づくりに向けて、地区景観形成検討会やワークショップ[※]の開催、モデル地区における景観形成基本計画の策定など各種の取組を行ってきました。

全国的には、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきており、平成16年6月には「景観法」が制定されました。

景観法の制定を受けて、宮城県では、平成18年4月に「みやぎ景観懇話会」を設置し、景観法の趣旨を考慮した新たな視点で「景観形成指針」を見直し、平成19年5月に「新・宮城県景観形成指針」(以下「新・指針」という。)として改訂しました。

平成20年7月には、宮城県議会において、景観保全・まちづくりに関する諸施策を検討するために「景観保全・まちづくり調査特別委員会」が設置され、景観条例の制定に向けた調査・検討を経て、平成21年7月に「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」(以下「条例」という。)が制定されました。この条例の規定に基づき、平成22年1月に「宮城県景観審議会」が設置され、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の策定に向けて検討を始めました。

(※ワークショップ：住民などの参加者が、専門家の助言を受けながら、体験や作業を通して問題解決を図るために行う集会。)

平成8年11月	宮城県景観形成懇談会が設置され、宮城県景観形成指針の策定に向け検討を開始。
平成10年3月	「宮城県景観形成指針」策定
平成16年6月	「景観法」制定
平成18年4月	みやぎ景観懇話会が設置され、宮城県景観形成指針の改訂に向け検討を開始。
平成19年3月	「宮城の将来ビジョン」策定
平成19年5月	「新・宮城県景観形成指針」策定
平成20年7月	宮城県議会において景観保全・まちづくり調査特別委員会が設置され、景観条例の制定に向け検討を開始。
平成21年7月	「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」制定
平成22年1月	宮城県景観審議会が設置され、基本方針の策定に向け検討を開始。

表1 基本方針策定までの経緯

② 基本方針の位置付けと役割

この基本方針は、条例第 10 条の規定により、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興及びその他の地域活性化の視点から、宮城県美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するために定めるものです。

宮城県では、これまでも景観形成に関する基本的な考え方を、平成 19 年度に策定した「新・指針」の中で示してきました。今回の基本方針は、「新・指針」に示された基本的な考え方を踏襲し、市町村の区域を越えた広域的な景観のとらえ方など、新たな視点を加えて再構成しました。

この基本方針は、住民、事業者、市町村及び県が協調してより良い景観を形づくっていくための基本的な方針として運用します。

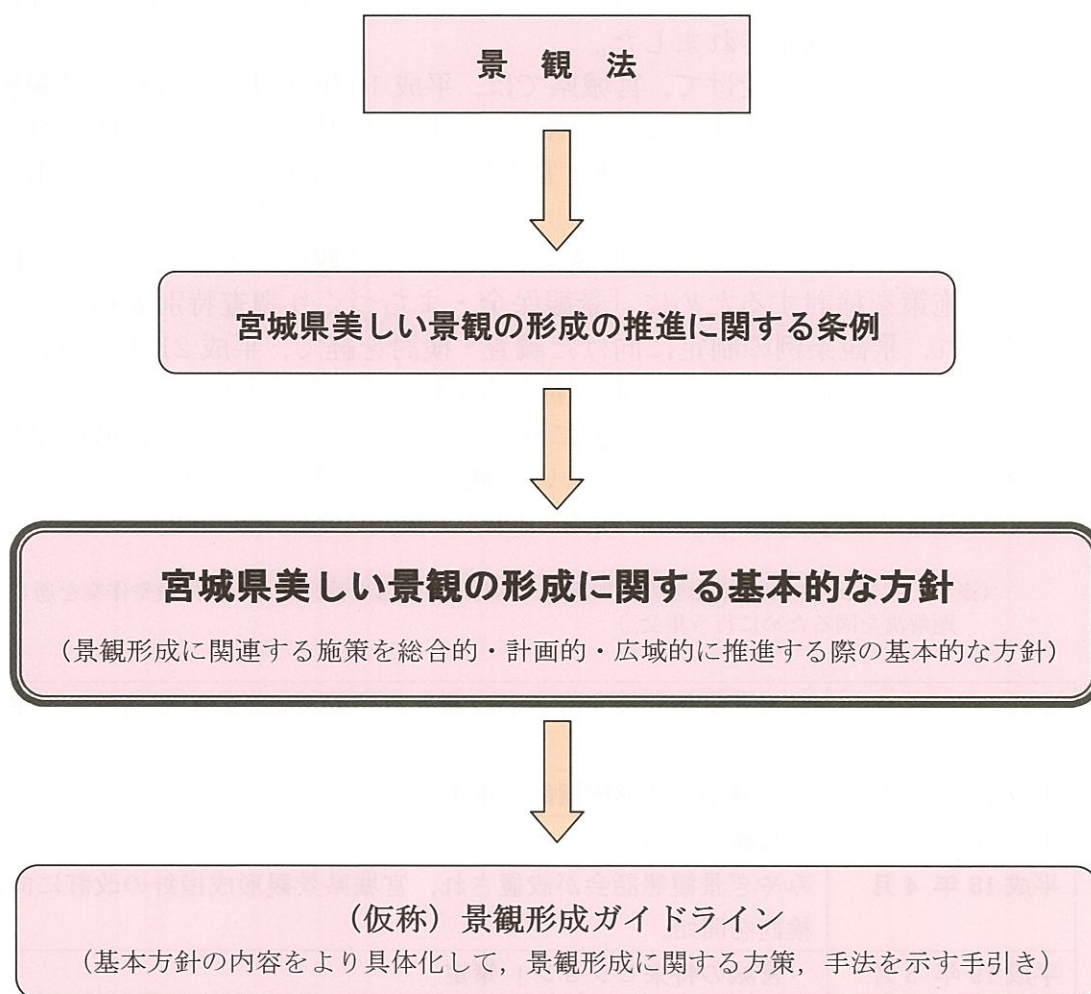


図 1 基本方針の位置付け

第1章 宮城県の景観の現状と課題

この章では、宮城県の景観に関する現状について、自然的側面、社会的側面、歴史的・文化的側面から整理し、景観形成に関する課題をまとめます。

(1) 宮城県の景観の現状

① 自然的側面

- ◆ 主な山地・丘陵地域では、東北地方を代表する山岳地として、栗駒国立公園や蔵王国定公園、船形連峰や蔵王高原の県立自然公園が指定され、山地ならではの自然資源の保全と適正利用が図られています。また、自然環境保全条例による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域の指定により、自然環境の保全が図られています。さらに、林業振興の各施策による森林の保全・活用も行われています。
- ◆ 海岸域のリアス海岸部では、複雑で特異な地形に豊かな生態系が見られることなどから、気仙沼地域では陸中海岸国立公園や県立自然公園気仙沼、石巻地域では南三陸金華山国立公園や硯上山万石浦県立自然公園の指定がなされ、海岸地ならではの自然資源の保全と適正利用が図られています。松島地域については、県立自然公園松島に指定されているほか、文化財保護法により特別名勝に指定されており、保護・保全がなされています。また、仙台湾地区においては、県自然環境保全地域が指定され、その保全が図られています。
- ◆ 県北部の平野部にある大規模な沼地は、多くの渡り鳥の飛来地となっており、特に伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼はラムサール条約^{*}の登録湿地に指定され、これらの保護がなされています。
(^{*}ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)
- ◆ 自然景観は、一般に、面的開発や人工構造物によって容易に損なわれるため、特に優れた景勝地等においては、各種の開発による景観上の問題が生じる例も見られます。

② 社会的側面

- ◆ 戦後・高度経済成長期には、社会資本整備の量的な充足を優先した結果、一部の公共施設等では美しさや地域性への配慮に欠け、画一的な形態やデザインのものも見られましたが、最近の公共建築物や橋梁、街路、都市公園などの公共施設整備では、景観に配慮した事例が徐々に見受けられるようになってきています。

- ◆ 都市域では、仙塩広域都市計画区域などで、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、新たなまちづくりが行われています。
- ◆ 都市公園をはじめ、建築物周辺の緑化や生け垣の推奨などの都市域での緑化、その他街路樹植栽や法面緑化など、様々な緑化の推進は、地域の景観向上、修景にも貢献しています。
- ◆ 仙台市周辺部では、都市域の拡大に伴い、丘陵部の景観を特徴付ける里山が失われてきています。
- ◆ 地方都市の中心部では、中小店舗の廃業が相次ぎ、いわゆる「シャッター通り」と呼ばれる商店街が多くなり、市街地景観が悪化してきています。
- ◆ 郊外の幹線道路沿いでは、屋外広告物や電柱電線類をはじめとする工作物等が、周辺の景観と調和していない状況も見受けられます。また、同種の大型店舗が各地に立地することにより、地域の個性が感じられない景観が形成されるようになりました。
- ◆ 駅前などの放置自転車や、人々が集まる地域でのごみの散乱など、社会的なマナーの欠如に起因する都市景観上の問題点も見受けられます。
- ◆ 農村地域では、農業施策に関わる各種の事業が行われていますが、都市近郊地域での都市化・混住化による土地利用秩序の乱れや、中山間地域における顕著な過疎化・高齢化などによる耕作放棄地の拡大など、農村景観の保全上、懸念される状況も見られます。
- ◆ 山村域では、林業の構造的不況や後継者不足などに伴う放置林の発生など、森林の景観上も懸念される状況が見られます。

③ 歴史的・文化的側面

- ◆ 地域の歴史や文化を体現する文化財は県内に数多く見られ、その一部は文化財指定などによって、法的に保存が図られています。
- ◆ 貞山運河などでは、歴史的な価値に着目した各種の事業が行われてきていますが、まだ、部分的な取組にとどまっています。
- ◆ 地域レベルで身近な価値を持った古民家などの歴史的資源については、建替えなどが行われ、このままではその価値の消失が危惧されます。
- ◆ 文化財保護法では、棚田などの農耕景観や、養殖いかだなどの漁労景観など、地域における人々の生活や生業とその地域の風土により形成された景観が「文化的景観」として文化財に位置付けられるようになりました。

(2) 景観形成に関する課題

前項で整理した宮城県の景観形成に関する課題について、「まもる」、「つくる」、「育てる」という3つの視点から位置付けて、次のように整理しました。

ま も る	<p>◎ 豊かな自然景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県民の共有財産である豊かな自然景観の保全 ◆ 景観上、特に重要な山や水辺の景観の保全 ◆ 生態系への配慮などを含めた景観形成 <p>◎ 地域の個性を形づくる景観資源の保存・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 鎮守の森など、安らぎを感じさせる何気ない身近な景観の保存 ◆ 広大な農村風景のパノラマなど、地域を特徴付ける景観の保全 ◆ 市街地の背景や山並みに対する前景など、「眺望」と「視点場」を重視した景観の保全 ◆ 歴史的な街並みや建造物など、歴史・伝統文化を伝える景観の継承 ◆ 生活や生業が作り出す文化的景観の保全と、それを支える産業やシステムの継承
つ く る	<p>◎ 地域の個性を生かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市から農村まで、多様な背景を持つ地域の特色を生かした景観形成 ◆ 魅力ある商業空間、農村空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成 ◆ 地域の顔となる行事や祭事等の開催を意識した景観形成 <p>◎ 景観に配慮した各種施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺との調和など、景観に配慮した河川、道路、公共建築、構造物等の整備 ◆ 各種法令や制度を活用した街並みや一般建築物等の適正な誘導 ◆ 場所に応じた緑化手法の選定など、きめ細かな修景 <p>◎ 景観阻害要素の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好な景観を阻害している工作物等の除去・是正 ◆ 無秩序な広告物やサイン類等による景観的な混乱の是正
育 て る	<p>◎ 社会的意識の普及・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの散乱や放置自転車の防止、是正など、モラルやマナーの面から取り組む社会的意識の向上 ◆ 景観教育を通じた景観意識の普及・向上 <p>◎ 官民が協働・連携した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県・市町村及び住民・企業が互いに協力しながら進める取組 ◆ 地域で活動するNPOなどとの交流の促進 ◆ 地域の景観形成を担うリーダーの育成 ◆ 景観形成を積極的に誘導する市町村の意識啓発

表2 宮城県の景観に関する課題

第2章 美しい景観の形成に関する目標

この章では、条例に掲げる目的及び基本理念を基にして、美しい景観の形成に関する基本目標及びその実現のための基本的な考え方を示します。

(1) 美しい景観形成に関する基本理念

条例の第一条には、その目的を掲げています。

目 的（条例第一条）

（前略）地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

また、条例の第三条では、宮城県として美しい景観の形成を推進する際の基本的な考え方を基本理念として次のように掲げています。

基本理念（条例第三条）

- 1 美しい景観は、地域の歴史と文化に培われてきた風格及び個性であることから、県民等のこれらに対する誇りを醸成するよう、その形成が図られなければならない。
- 2 美しい景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その形成が図られなければならない。
- 3 美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されているものであることから、これらに配慮した形成が図られなければならない。
- 4 美しい景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて県は、市町村、県民及び事業者と連携して取り組まなければならない。
- 5 美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組まなければならない。

条例の目的を達成するために、基本理念に十分留意して、以下、基本目標、施策に係る基本的な事項等を定めていきます。

(2) 美しい景観形成に関する基本目標

基本理念に従って美しい景観の形成を実現するために、宮城県が目指す景観形成の基本目標を次のように設定します。

● 美しい景観の形成に関する基本目標

- ◆ 豊かな景観資源としての自然，歴史，文化を保全し継承していくために，宮城の個性を表徴する景観を「まもる」

宮城独自の風土について，県民，来訪者が知り，理解し，次世代に伝えることにより，景観形成に資する景観資源が豊かになります。

- ◆ 地域の特性を生かし，個性ある景観を創造していくために，快適で魅力ある景観を「つくる」

地域の特性を生かし，個性のある景観をつくることで，その空間が快適さに満ち，魅力あふれる美しい生活の舞台となります。

- ◆ 県民意識の醸成と参加による景観づくりを育成していくために，景観形成を支える意識を「育てる」

地域のことを知っている人々，地域の景観について考える人々，地域の景観づくりに参加する人々によって，美しい景観の形成が持続的に支えられていきます。

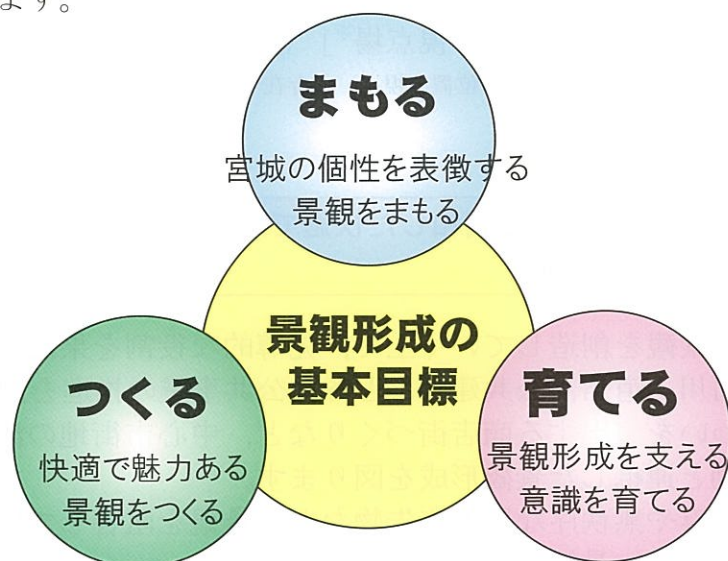


図2 美しい景観形成に関する基本目標

(3) 美しい景観形成に関する基本的な考え方

景観形成の基本目標を具体化していくために、景観形成の基本的な考え方を設定します。これは、基本方針全体を統括する観点から、宮城らしいより良い景観を保全・創造し、次の世代へ伝えていくための基本的な方向を示すものです。

● 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的な考え方

景観形成の基本目標である「まもる」、「つくる」、「育てる」を実現するために、次の六つの考え方を定めます。

① 保全の視点 自然を保全し、自然と調和を図った良好な景観の形成を目指します

- ◆ 良好な自然環境を形成する多様な自然資源（植生、地形、河川、海岸など）の保全を図ります。
- ◆ 新たな開発や整備に当たっては、周辺環境への影響、景観の連続性などを考慮し、生態系を含めた自然との調和に配慮します。

② 継承の視点 伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観を継承していきます

- ◆ 地域固有の自然、歴史・伝統・文化などと、その地域の産業活動等とが調和して形成された景観の継承を図ります。
- ◆ 優れた都市景観や景勝地のみならず、特に目立った特徴が無いと思われがちな郊外の市街地や集落等の日常景観の中からも、地域固有の景観の美しさを見出し、その景観を継承していきます。
- ◆ 文化財や山並みに対する前景や背景といった特色ある「眺望」とともに、その景観を享受する「視点場^{*}」も一体として継承していきます。

(※視点場：景観を眺める人の位置（視点）が存在する場所。その場所の状態によって景観の感じ方も変わる。)

③ 創造の視点 環境と調和した快適で魅力ある景観の創造を目指します

- ◆ 良好な景観を創造していく上で、先導的な役割を果たすことができるような河川、道路、公共建築など各種公共事業の推進を図ります。
- ◆ にぎわいを演出する商店街づくりなど、中心市街地の活性化や地域づくり活動と連携した景観形成を図ります。
- ◆ 散乱ごみや無秩序な屋外広告物など、景観を阻害している要素を取り除き、より良い景観の形成を図ります。

④ 活用の視点 地域の個性を活用し、地域の活性化につながるような景観の形成を目指します

- ◆ 昔ながらの街並みや広大な農村風景など、地域を特徴付ける景観資源を積極的に活用した景観の形成を図ります。
- ◆ 地域の魅力が創出・増進され、観光、行事や祭事等、その他地域間交流の促進につながるような景観の形成を図ります。

⑤ 育成の視点 景観は共有の財産であるという社会的意識の育成を目指します

- ◆ 景観形成に関する普及・啓発活動などを通じて、散乱ごみや放置自転車などの景観阻害要因を発生させないという日常的な視点を含めた、社会的意識の育成を図ります。
- ◆ 良い景観を自分たちの手で守り、つくり、向上させていくことを通じて、地域の魅力を高めていくなど、住民参加による地域振興への意識の育成を図ります。
- ◆ 景観アドバイザー派遣によるワークショップ手法などを通じて、地域における景観形成のリーダーとなる人材づくりを支援していきます。

⑥ 醸成の視点 住民・事業者・行政が一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成を目指します

- ◆ 住民、事業者、行政が景観づくりに関する協力体制を保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のためのルールづくりや推進体制の整備などにより、意識の高揚、気運の醸成を図ります。

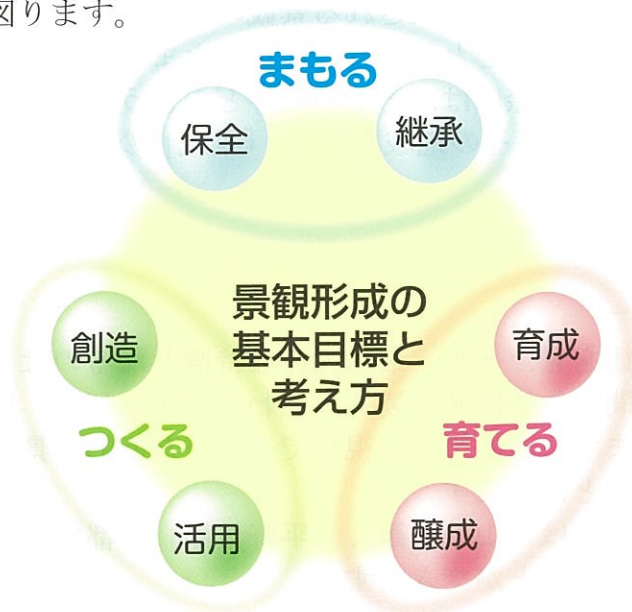


図3 基本目標と基本的な考え方のイメージ

第3章 広域的な景観形成に関する事項

この章では、県内の各地域において目標とする景観の在り方を検討する際の参考となるように、広域的な景観のとらえ方を示します。

(1) 広域的に景観をとらえる意義

それぞれの地域において景観形成を考えていくに当たっては、地域の風景が景観の基本となることから、景観形成には基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担いながら、地域の景観を的確にとらえて、取り組んでいくことが望まれます。そのようにして各地域で形成された景観の総体として、県全体の景観を見たときに、それが宮城らしい景観であることが理想的です。

見方を変えれば、市町村の区域を越えた広域的な景観の在り方を理解することで、周辺の地域の景観と調和のとれた景観づくりが可能になるとも考えられます。

ここでは、各地域の景観形成を考える際の基本となるように、広域的な観点から宮城県の景観についてまとめます。

(2) 広域的な景観のとらえ方

宮城県の景観を広域的に見た場合、地形と土地利用の観点から整理される面的な景観のまとまりである「景観区分」、線状の要素を中心に形成される景観のまとまりである「景観軸」、景観区分や景観軸に加えて、社会的背景、歴史的・文化的背景などから形成される景観のまとまりである「景域」という3つの異なる観点で景観をとらえることができます。

地域の景観を考える際には、その地域がどのような「景観区分」に属し、どのような「景観軸」がその地域を貫き、「景域」の特性は何なのかを理解することが重要です。

① 景観区分

広域的に景観を見たとき、最も大きな特徴となるのは「自然の地形」です。さらに人間の生活領域の姿、すなわち「土地利用」によっても景観は特徴付けられます。この2つの視点でとらえた面的な景観の領域を「景観区分」と呼ぶことにします。

県内の景観区分は「山地景観」、「平野景観」、「都市景観」、「海岸景観」の4つに大別することができます。

ア 山地景観

山形県・秋田県との県境を形成する奥羽山脈が連なる県西辺部、福島県との県境となる阿武隈山地のある県南辺部、岩手県から延びる北上山地が太平洋へ突き出す形の県北東部では、山地、丘陵を基調とした景観が見られます。

山地景観は、おおむね標高 500m以上の地区に見られる「高山地型景観」と、おおむね標高 200mから 500mまでの地区に見られる「低山地型景観」に細分することができます。

高山地型景観では、地形や動植物などの自然環境の保全に努め、工作物等を建設する場合には、山並みを望む眺望の阻害を避け、自然景観と調和する素材、デザイン、色彩となるように配慮することが大切となります。

低山地型景観では、森林、小川、農地などで構成される山村景観や、自然林、二次林、人工林などで構成される森林景観を維持・保全していくことが大切となります。

イ 平野景観

山地の裾から海岸部に広がる平野部の農村地帯では、広い水田を中心とした景観が見られます。平野内に見られる河川や、おおむね標高 200m以下の低丘陵も平野景観を構成しています。

平野景観は、農地、集落などの土地利用が行われている地区に見られる「農村型景観」と、農村地帯に点在して商業や行政の中心としてある程度都市的な土地利用が行われている地区に見られる「都市的農村型景観」とに細分することができます。

農村型景観では、河川、池沼、里山等の自然環境の保全に努めるとともに、宮城らしさの一つの典型である、自然と調和し、地域の特徴が生かされた統一感のある伝統的な農村景観の姿を維持・保全することが大切となります。

都市的農村型景観では、まちの歴史や文化をまちづくりの個性として活用し、まちとその周辺の農村環境等が調和するよう、統一感を持った街並みの整備を行うことが大切となります。

なお、平野部において顕著に都市的な土地利用がなされている地区は、後述する「都市景観」として、ここで扱う平野景観とは別に分類します。

ウ 都市景観

主に平野部の城下町や宿場町、港町など歴史的に見ても地域の中心であったところでは、現在も人口が集中し、産業や都市的な施設などが集積するなど、都市的な景観が見られます。

都市景観は、地域の行政、商工業、流通経済などが集積する、各地域の中核となる都市を中心とした地区に見られる「中核都市型景観」と、仙台市を中心とした高密度・多機能な市街地に見られる「大都市圏型景観」とに細分することができます。

中核都市型景観では、各地域における行政、経済の中心にふさわしい質の高さと、各々の都市に固有の自然や歴史・文化を個性として表現できる景観整備を進めることが大切となります。

大都市圏型景観では、歴史や個性を生かしつつ、大都市及び圏域の経済力を生かした質の高い景観づくりを進めるとともに、人が多く集まることによって発生しがちな景観を損ねる要因を排除していくことが大切となります。

エ 海岸景観

太平洋に面する海岸部では、海を生活・生業の舞台として人々が形づくってきた景観が見られます。

海岸景観は、主に県北部の沿岸に見られる「リアス海岸型景観」と、主に県南部の沿岸に見られる「砂浜型景観」に細分することができます。

リアス海岸型景観では、地形や植物による自然の海岸景観の保全に努めるとともに、建築物、工作物等の設置については、自然環境の保全に配慮し、海と人との関わりを伝える歴史や文化を生かした景観の形成に努めていくことが大切となります。

砂浜型景観では、現在の海岸線の自然状況をできる限り保全していくとともに、砂浜、干潟、海岸沿いの防風林や運河等を生かした水辺空間としての景観形成が大切となります。

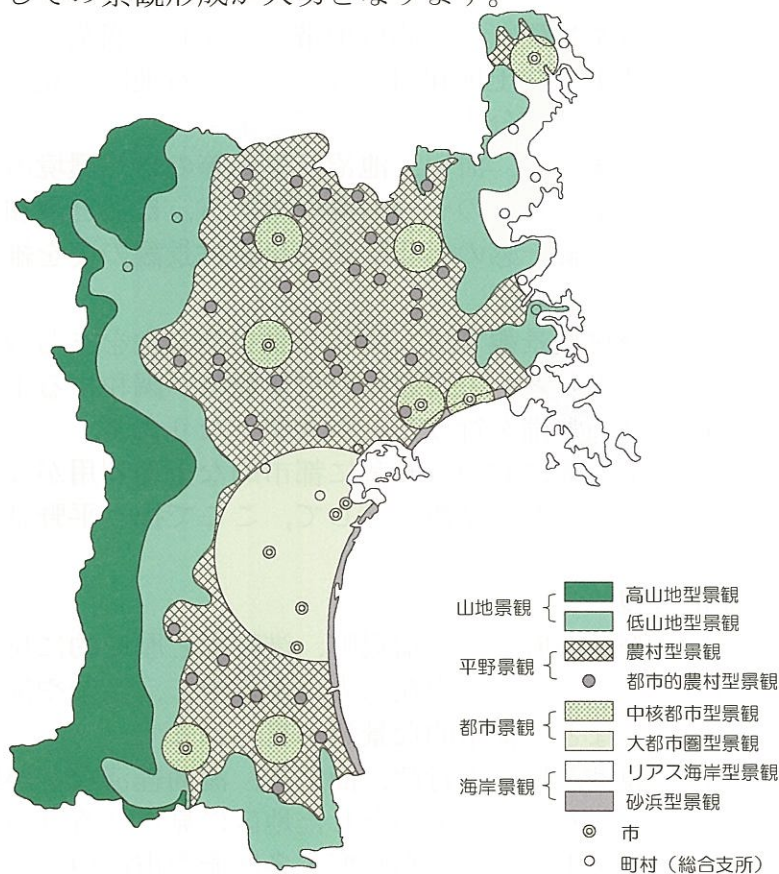


図4 宮城県の景観区分

景観区分	景観類型	対象範囲	景観概況
山地景観	高山地型景観	高山帯や亜高山帯の植生が出現する山地及びその山麓部、独立峰など、おおむね標高 500 m以上の地区	高山帯、亜高山帯植生に覆われた自然度の高い山地景観であり、1,000mを超す山頂はランドマーク※として遠望される。 1,000m未満の山地も信仰の対象となったり、地域のシンボルとして、存在感を強く持つことが多い。
	低山地型景観	高山地の周囲に広がるいわゆる里山を中心としたおおむね標高 200 m以上の地区	人と山との接点となってきた地区で、いわゆる山村文化の中心となってきた。平野部の中の独立した里山として地域の人々に親しまれてきたところもある。
平野景観	農村型景観	広い水田を中心とする農村地帯で、大河川を地形の主軸としたおおむね標高 200m以下の里山を含む地区	山地景観を背景として、広い水田の中に民家や屋敷林が点在した農村景観を見せる。里山を背に民家があり、前には小河川と耕地が広がるような日本のふるさと景観のモデルといえるところもある。
	都市的農村型景観	農村地帯に点在する都市で、地域における商業や行政の中心となっている地区	それぞれに成り立ちの歴史を持った、いわゆる郷土色を感じさせるところで、局地的には人口密度も高い。各地区の市場的なにぎわいとそれに応じたまちの姿を見せている。
都市景観	中核都市型景観	地域の行政や商・工・流通経済などが集積する、各地域の中核となる都市を中心とする地区	城下町や港町などその成り立ちは異なるが、中規模の商業地の周辺を家屋が低い密度で取り囲み、比較的低い家並みによってスカイラインが形成されている。
	大都市圏型景観	仙台市街地を中心とする高密な都市域及び仙台市を囲む市街地や交通幹線軸などからなる地区	仙台市街地は大規模な商業・流通業務系の建物が形成する都市景観を見せ、独自の条例や計画に基づく景観施策等も行われている。 仙台市を囲む都市も、仙台都市圏としての広域的構成を持ちながらも各々の成り立ちの歴史は異なり、各都市の個性との間で二つの表情を持っている。
海岸景観	リアス海岸型景観	松島湾を含めた主として石巻から気仙沼までの海岸部で複雑な海岸線を持つ地区	複雑に変化する海岸線と漁港、わずかな平地に形成される集落や耕作地などからなる景観が特色となっている。
	砂浜型景観	主として石巻から山元までの海岸部で、平坦な砂浜海岸を持つ地区	仙台港などの港湾も立地するが、大部分は砂浜と防潮林の緑が続き、小規模な漁港がアクセントになっている。

(※ランドマーク：ある特定地域の景観を特徴付ける目印となるもの。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。)

表3 宮城県の景観区分の概要

② 景観軸

河川や道路などは、複数の地域を線状に貫いて景観を形づくっています。このように、線状に連続性や方向性をもつ景観のまとまりを「景観軸」と呼ぶことにします。つまり景観軸は線に沿って見える景観のとらえ方といふことができます。

ここでは県内の景観軸として、河川軸、道路軸、山地軸、海岸軸を設定します。

ア 河川軸

山地や平野を流れ海に注ぎ込む河川を中心とした空間では、周辺の自然や、流域の人々の営みと相まった、まとまりのある連続した景観が見られます。

舟運、給排水、^{かんがい}灌漑などを目的として人工的につくられた運河、水路などの周辺にも同様の景観が見られます。ここでは、このように流れを中心とした空間を河川軸として取り扱います。

河川景観は、周辺の地形、地質、植生、水流などの自然や、堤防、^{きょうりょう}橋梁、^{せき}栈橋、堰などの人工物から構成されており、河川等で行われる漁やレジャーなどの人々の活動のほか、治水・利水の歴史などがその景観を特徴付けています。

河川景観を考えるに当たっては、河川の性状や、周辺の土地利用等について、上流から下流までを一つの軸としてとらえて、周辺との調和に配慮した景観の形成を進めていくことが大切になります。

イ 道路軸

山岳地帯や農村地帯、都市内を走る道路や、歴史的な経緯を持つ旧街道などは、周囲の自然や、沿道の土地利用に影響を与えながらその地域を貫いており、その周辺ではまとまりのある連続した景観が形成されます。ここでは、このように道路を中心とした空間を道路軸として扱います。

道路景観は、道路内の諸施設だけではなく、沿道も含めた空間で構成されており、道路周辺の自然、ルートの変遷、沿道の土地利用の歴史などが、その景観を特徴付けています。

道路景観を考えるに当たっては、道路内から沿道の建物等を見る視点と、道路の外から道路を含めた全体的な景観を見る視点を意識しながら、軸としての街並みの連続性や周辺との調和に配慮した景観の形成を進めていくことが大切になります。

ウ 山地軸

前項の景観区分で整理したとおり、奥羽山脈が連なる県西辺部や、北上山地が走る県北東部では山地景観が見られます。これは、見方を変えると、南北方向の連続した線状の方向性をもっており、このこと

に着目すると、山地軸としてとらえることができます。

この山地軸の景観を考えるに当たっては、景観区分で示した山地景観の内容に加え、山並みなどの風景の連続性に配慮した景観の形成を進めていくことが大切になります。

エ 海岸軸

太平洋に面する沿岸部では海岸景観が見られます。これは、南北方向の連続した線状の方向性をもっており、海岸軸としてとらえることができます。

海岸軸の景観を考えるに当たっては、景観区分で示した海岸景観の内容に加え、海岸線や、その周辺の風景の連続性に配慮した景観の形成を進めていくことが大切になります。

景観軸	対象範囲	景観概況
河川軸	河川、運河、水路などを中心として、その周辺の自然や、人々の生活域を含む範囲	周囲の地形や土地利用を背景に、水面、川岸、川原、堤防、橋梁 ^{きょうりょう} などや、アユ漁、サケ漁、シジミ漁などの活動を景観資源とした独特の景観が見られる。
道路軸	山岳地帯や農村地帯、都市内を走る道路、歴史的な旧街道などを中心として、その周辺の沿道を含む範囲	沿道で行われる土地利用が、周囲の景観に影響を与えつつ、連続的な景観を形づくっている。
山地軸	県西部の蔵王連邦から船形山、栗駒山と続く奥羽山脈や、県北東部の気仙沼から牡鹿半島に続く北上山地の範囲	500m以上の山地が連なる中に、1,000mを超える独立峰がみられ、平野部からの遠景において連続したスカイラインを形成している。
海岸軸	三陸のリアス海岸から、松島湾の多島海を挟み、県南部の砂浜海岸に至る太平洋岸の海岸線と、人々の生活域を含む範囲	海岸の形状に応じた土地利用がなされ、全体として海と人との係わりを感じさせる景観が連続的に見られる。

表4 宮城県の景観軸の概要

〔景観軸の例〕

● 旧奥州街道の沿道景観

江戸から津軽に至る旧奥州街道^{※1}は、宮城県の白石市から蔵王町、大河原町、柴田町、岩沼市、名取市、仙台市、富谷町、大和町、大衡村、大崎市、栗原市を経て、岩手県一関市に抜けるルートで、大部分は現在の国道4号となっています。

江戸時代には、旧奥州街道沿いに、越河宿（白石市）から、仙台城下を経て有壁宿（栗原市）まで、二十あまりの宿場が置かれ^{※2}、一里ごとに一里塚が置かれました。

現在もその沿道の土地利用や、街道から遠くを眺めたときに見える自然などによって道路軸方向に景観が形成されています。例えば、かつての宿場の面影が残る所や、旧宿場の間の自然や農村の中を通る所、すっかり現代の都市景観に変わってしまった所など、場所によって景観は異なりますが、いずれも数百年にわたって、東北地方の経済を支えてきた重要な路線を中心として形成されてきた軸景観です。



富谷宿
(富谷町)



新鹿野一里塚跡
(栗原市金成)



仙台城下芭蕉の辻
(仙台市)

(※1) 江戸時代の五街道の一つ。一般的には、江戸千住から津軽^{みんまゆ}三厩に至る街道をいう。厳密には、幕府は宇都宮宿から奥州白河宿までを、正式名称「奥州道中」と定めた。江戸から奥羽への基幹道のため道中奉行の直轄街道となっていた。幕末には、蝦夷地開拓などの理由により特にその重要性が増した。

(※2) 宮城県内の旧奥州街道には次の宿場があった。(南から)越河宿、斎川宿、白石城下(以上、白石市)、宮宿(蔵王町)、金ヶ瀬宿、大河原宿(以上、大河原町)、船迫宿、槻木宿(以上、柴田町)、岩沼宿(岩沼市)、増田宿、中田宿(以上、名取市)、長町宿、仙台城下、七北田宿(以上、仙台市)、富谷宿(富谷町)、吉岡宿(大和町)、大衡宿(大衡村)、三本木宿、古川宿、荒谷宿、高清水宿(以上、大崎市)、築館宿、宮野宿、沢辺宿、金成宿、有壁宿(以上、栗原市)。

③ 景 域

ある共通する自然環境や社会的状況、歴史的・文化的背景などによって形成されるまとまった景観が、市町村の区域を越えて見られるところがあります。ここでは、このような景観が見られる区域を「景域」と呼ぶことにします。

ある景域に見られる景観を理解するためには、前に示した「景観区分」や「景観軸」という景観のとらえ方が基本となりますが、さらに地域に共通する自然、人々の暮らしの状況、歴史や文化などを把握することが大切となります。

なお、県内各地に景域が設定できると考えられますが、具体的な景域の設定に当たっては、改めて当該地域の景観資源を掘り起こし、地域の特性を把握した上で範囲を定めることとなります。

〔景域の例〕

● 松島湾の景観

塩竈市，東松島市，松島町，七ヶ浜町，利府町の沿岸部にまたがる松島湾では、低丘陵に囲まれた一つの湾内に数百の島々が浮かぶ光景が広がっており、その景観は日本三景に数えられ、県立自然公園と特別名勝に指定されています。

松島の景観は、自然的な美しさだけで構成されているわけではありません。松島湾地域では古くから漁業、農業が営まれ、各地で凝灰岩の採石が行われるなど人々の生活・生業の場であるとともに、多くの寺社が建立されるなど信仰の場でもありました。また、和歌や絵画の題材にもなっており、近世に当時の文化人が多く来訪しています。その頃から、遊覧観光の場として、観光客を受け入れるための旅籠屋（現在の旅館）が建てられるようになり、明治時代の県立公園整備を経て、現在に至っています。このように松島湾では、広域的に、長年にわたり人々が自然と関わりながら活動して形成してきた歴史的、文化的な景観を見ることができます。



松島湾



松島湾のカキ養殖景観

第4章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項

この章では、景観形成に関して宮城県が取り組むべき施策について基本目標の「まもる」、「つくる」、「育てる」の視点で整理し、それぞれの施策の基本的な考え方と、施策の実施における注意事項を示します。

(1) 「まもる」ための施策

豊かな自然や、各地域の歴史的・文化的資産は、その地域の独自性を際立たせる大切な景観資源といえます。美しい景観の形成のためには、そのような景観資源を保存継承していくための取組が欠かせません。

そのために、守るべき景観やその景観を構成する要素を明らかにすること、守るべき景観資源を適切に保存すること、さらには保存した資源の価値が低下しないような、又はその価値をさらに向上させるような取組を進めていきます。

(2) 「つくる」ための施策

人々の生活は、その時々社会状況の変化にさらされており、それに柔軟に対応していくことが求められます。それに伴って景観も更新されることとなります。そのようなとき、守るべきものを守った上で、それらと調和した新しい要素を付け加えていくことによって、さらに個性的で豊かな景観をつくり出すことができると考えられます。

そのために、「まもる」ことと調和のとれた「つくる」ためのルールづくりや、そのルールを適切に運用して、魅力ある景観をつくるための取組を進めていきます。

(3) 「育てる」ための施策

良好な景観づくりは、行政だけではなく、県民や事業者など多くの人々が、身近な景観の大切さを認識し、主役となって取り組んでいくことが重要です。また、多くの人々が景観づくりに参加することによって、地域に対する誇りと愛着が生まれ、さらに景観資源の保全や、美しい景観づくりへの気運の高まりにつながっていくと考えられます。

そのために、市町村の担当者をはじめ、一人でも多くの県民、事業者が景観づくりへの関心を高め、積極的に景観づくりに参加していけるような場を提供していきます。

(4) 総合的な施策

景観形成に関する「まもる」、「つくる」、「育てる」の総合的な取組として、他分野との連携により良好な景観形成につなげることを目指す方法があります。

そのために、土木、商工観光、農林水産、教育などの各分野の制度や事業とも連携を図っていきます。

(5) 景観形成に向けての役割分担

美しい景観づくりには、住民、事業者、市町村、県が役割分担し、お互いに連携して取り組んでいくことが欠かせません。住民、事業者、市町村、県に期待される役割は次のとおりです。

ア 住民の役割

景観づくりの主役であることを自覚し、自分たちの身近な景観や環境への関心を高め、積極的に良好な景観の保全・創出に参加することが望まれます。

イ 事業者の役割

事業活動の結果が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観に対する関心を高め、景観形成へ配慮するとともに、地域の景観づくりに参加・協力する役割を担います。

ウ 市町村の役割

住民・事業者にもっとも身近な行政である市町村が景観行政団体[※]となり、地域固有の歴史・文化等を生かした住民との協働による景観づくりに向けて、中心的な役割を担います。

(※景観行政団体：景観法により定義される景観行政の取組の主体となる自治体。基本的には政令指定都市、中核市及び都道府県が景観行政団体となるが、都道府県知事と協議し同意を得た市町村については、当該市町村が景観行政団体となる。景観行政団体は、景観計画の策定など景観形成に関する施策に主体的に取り組むことができる。)

エ 県の役割

県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村の景観づくりをより一層進めやすくするため支援・先導を行うとともに、広域行政の担い手であることを踏まえ、広域的な観点から先導・調整を行う役割を担います。

付 章 東日本大震災で被災した市町村の景観形成に向けて

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波、さらに続く余震等により、沿岸の市町をはじめ県内各地の美しい景観が損なわれました。この章では、震災後の景観の現状と課題を概括するとともに、各市町村が復興に向けたまちづくりを進める際に、景観形成の一助となるよう、復興まちづくりにおける景観形成に関する考え方を示します。

(1) 震災後の景観の現状と課題

県内の沿岸部をはじめとして、震災により景観が大きく変わったところがあります。震災後の景観の現状と、震災によって生じた景観形成に関する新たな課題を整理します。

① 震災後の景観の現状

- ◆ 地震や津波により、砂浜や干潟、^{かいしょくがい}海食崖^{*}や、沿岸の松林などの自然景観が壊されました。

(※海食崖：波の浸食作用などによって生じた海岸のがけ。)

- ◆ 地震や津波により、建築物や工作物などの人工物が、大きく壊されたり、流失したりして、人々の生活の場の景観も大きな被害を受けました。
- ◆ 場所によっては、被災しながらも、かつての景観が部分的に残っているところもあります。



被災をまぬがれた神社（石巻市小網倉浜）

② 震災後の景観形成に関する課題

- ◆ 被災市町村の復興において、市街地や農地、森林などの土地利用を見直すことになれば、従前の景観が大きく変わることが予想されます。
- ◆ 安全・安心に主眼をおいたまちづくりの検討では、生命や生活、生産活動などが優先され、自然や歴史・文化、景観の保全などは後回しになりがちです。
- ◆ 被災した歴史的建造物などは、専門家がみると修復可能と思われる場合

であっても、修復に関する十分な検討がなされる前に取り壊されるおそれがあります。

- ◆ 被災を免れて部分的に残った、何気ない建物や道端の石碑など、生活に根ざした景観を形づくってきた要素は、あまり気にかげられることなく、失われてしまうおそれがあります。
- ◆ 少しでも土地の記憶をつなぎ止めておくために、失われた景観を回復させる取組も必要です。

(2) 被災市町村の景観の形成に関する目標

本基本方針の第2章では、県内の美しい景観の形成に関する目標をまとめました。条例に掲げる基本理念や、基本目標の考え方は震災を受けた今でも変わりません。今後の県内の復興まちづくりに当たっても、この基本理念や基本目標が景観形成の指針となり、よりどころとなります。ここでは特に震災復興に関連する事項について、基本理念や基本目標の考え方を再確認します。

① 基本理念に関連する事項 (基本理念についてはP.8を参照)

- ◆ 大きな被害を受けた地域では、これからの復興まちづくりによって、産業形態や土地利用など、人々の生活が大きく変わるところがあります。そのようなところにも、その地域の歴史や文化を示す景観資源が被害を受けながらも残っている場合があります。そのような地域では、条例第3条第3項にあるように、「地域の歴史及び文化」と、復興に伴う新たな「人々の生活との調和」に配慮することが非常に大切になってきます。
- ◆ 壊滅的な被害を受けたところでは、これから新しいまちづくりが行われることとなります。そのようなとき、条例第3条第5項にあるような、「新たに美しい景観を創出する」という視点が特に重要になってきます。

② 基本目標に関連する事項 (基本目標についてはP.9を参照)

「まもる」

- ◆ 生活の場が被災したことにより、新たな開発が必要になる地域が出てきた場合、開発地の選定には、地形や植生、歴史・文化遺産などの景観資源の保全や活用に十分に配慮する必要もあります。やむなく景観資源に手を加える場合、その影響が最小限となるように検討し、周辺環境と調和するように工夫することが望まれます。

- ◆ 景観は、土地と、そこで生活する人々の営みとの調和を記録したものです。被災した景観の再生を復興の核とし、修復可能な景観資源の修復に努めるだけでなく、失った景観資源を地域のシンボルとしてよみがえらせたりすることも、地域の景観を守るための一つの方法と考えられます。

「つくる」

- ◆ 新たに市街地を整備する場合、美しく魅力ある街並みをつくるためには、どこにでも見られるような画一的なデザインとならないよう、地域の特性をデザインに反映させる努力が重要になります。

「育てる」

- ◆ 復興まちづくりにおいて、地域の思い出を大切にしながら、美しく魅力あるまちづくりをしようとする意識が、震災を乗り越える原動力の一つになると考えられます。そのようにして形成された街並みが、地域の誇りとなり、復興の象徴となることを期待します。

(3) 被災市町村のこれからの景観形成のために

県内の復興まちづくりに当たって、美しく魅力ある街並み形成を進める上での留意事項を示します。

- ◆ 復興まちづくりの初期の段階から、その地域が美しく魅力ある街並みとなるように、住民の意見を聞きながら一緒に進めていくことが望まれます。
- ◆ 公共土木・建築施設の機能回復においても、自然環境と調和した復旧の推進が望まれます。また、地域の歴史、文化、自然が組み込まれた港湾施設や堰、運河などの貴重な土木遺産を、防災緑地や海岸保全施設の整備と調和を図りながら再生することなども効果的です。



貞山運河の被災状況

- ◆ まちづくりは時間や手間のかかるものですが、復興まちづくりの検討においては、あらかじめ将来的な街並みの姿や、魅力的な街並みをつくっていくための手法なども一緒に考えて計画を策定していくことが望まれます。

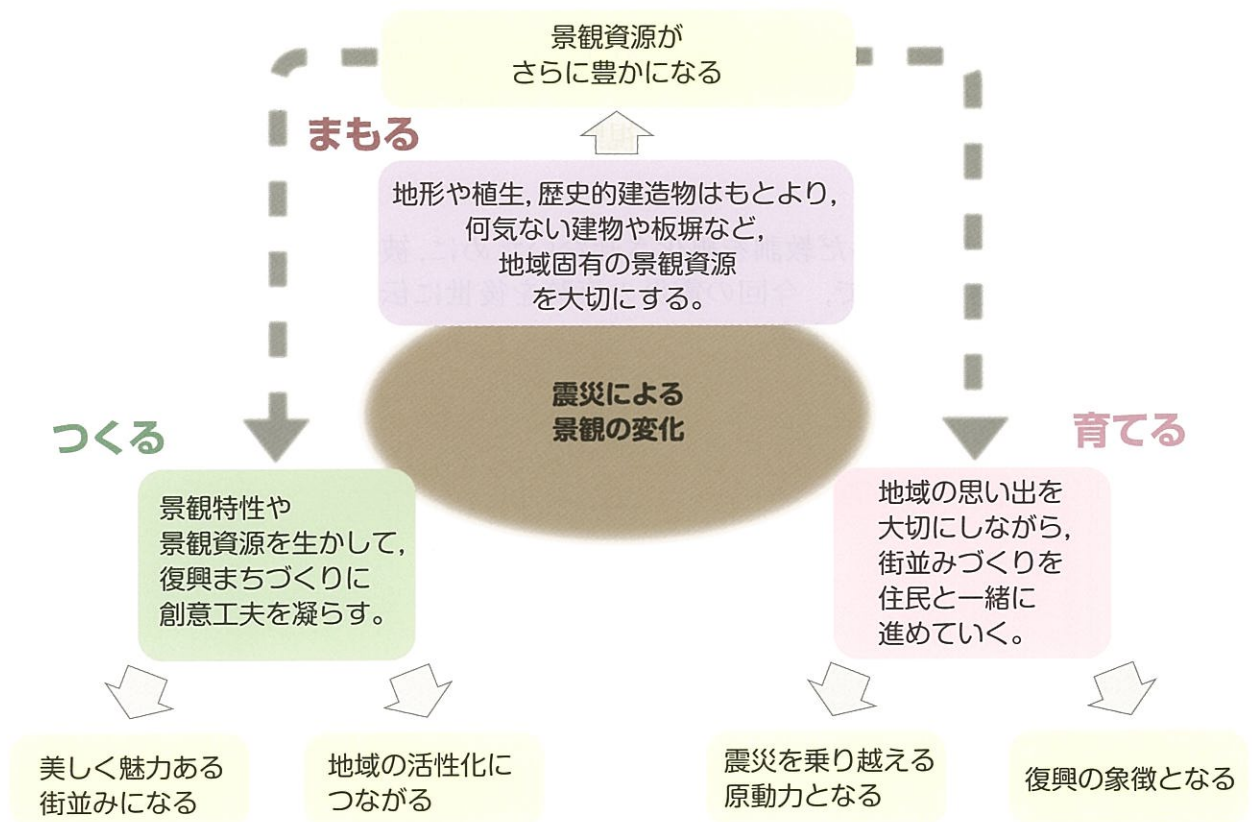


図5 被災市町村の景観形成のイメージ

- ◆ 大津波の再来に備え、居住地を高台へ移転したり、居住地と業務地とを分離したりして、これまでの土地利用を転換していくことにより、それまでの地域の景観が大きく変わる可能性があります。そのような場合にも、被災した土地や、新たに移転しようとする土地において、それまでに形成されてきた景観の良いところを継承していく視点が大切です。
- ◆ その地域の記憶が刻み込まれた地域固有のまちづくりを進めていくためには、地形や植生、歴史的建造物などはもちろんのこと、これまであまり景観資源として意識されていなかった何気ない建物や板塀、石垣や石碑、生垣や樹木なども、うまくまちづくりに生かしていくことが望まれます。
- ◆ 新しくまちづくりを行う地域では、景観も新しく創出していくことになります。その地域にふさわしい街並みを形成していくためには、その地域の景観区分や景観軸、景域^{*}などを念頭に置きながら、地域固有の自然や歴史、文化などを手がかりにしながら、街路や緑地、宅地の配置や、建物等の構造や意匠などについて、創意工夫を凝らしていくことが大切です。

(※景観区分、景観軸、景域については第3章<P.12~19>を参照)

- ◆ 今回の被災を受け止めて、これまで以上に景観形成に配慮した魅力あるまちづくりを進めることによって、水産業や商工業、観光業などの産業の発展充実につなげることも視野に入れた検討が望まれます。
- ◆ 震災から学んだ教訓を風化させないために、被災した人々の心情を十分に考慮した上で、今回の震災の痕跡を後世に伝えていくことも、大切な視点だと思われます。

【 資料編 】

審議経過

年 月 日	行 事 名 等	内 容
平成22年 3 月 23日	第 1 回景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 美しい景観の形成に関する基本的な方針（以下「基本方針」と略）の位置付け等について
平成22年 7 月 23日	第 2 回景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察調査（登米市及び松島町）
平成22年 9 月 22日	第 3 回景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針（素案）について
平成22年11月18日	第 4 回景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察調査（村田町及び白石市） ・ 基本方針（修正案）について
平成23年 1 月 24日 ～ 2 月 24日	パブリックコメント 手続きの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見提出者 6 団体
平成23年 3 月 24日 (震災により中止)	(第 5 回景観審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針（最終案）について
平成23年12月26日	第 5 回景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針（最終案）について 震災後の景観形成に向けた付章を追加。
平成24年 2 月 15日	答 申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針について

宮城県景観審議会 委員名簿

平成23年4月1日現在

	氏 名	所 属
1	磯田 悠子	松島国際観光株式会社取締役副社長 みやぎおかみ会会長
2	伊藤 則子	風土建築文化研究室
3	大村 虔一	特定非営利活動法人都市デザインワークス顧問
4	熊谷 盛廣	宮城県議会議員
5	柴崎 徹	東北工業大学工学部環境情報工学科客員教授
6	西大立目 祥子	青空編集室（フリーライター）
7	平野 勝也	東北大学大学院情報科学研究科 准教授
8	布施 孝尚	登米市長
9	森山 雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学部教授
10	横山 英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役

（50音順，敬称略）

宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、美しい景観の形成について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美しい景観の形成 将来の県民に継承できるように、地域の自然、歴史及び文化並びに潤いのある豊かな生活環境の創造に配慮しつつ、景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- 二 県民等 県民及び事業者をいう。
- 三 公共施設 景観法（平成16年法律第110号）第7条第4項に規定する公共施設をいう。

(基本理念)

- 第3条 美しい景観は、地域の歴史と文化に培われてきた風格及び個性であることから、県民等のこれらに対する誇りを醸成するよう、その形成が図られなければならない。
- 2 美しい景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その形成が図られなければならない。
 - 3 美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されるものであることから、これらに配慮した形成が図られなければならない。
 - 4 美しい景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて県は、市町村、県民及び事業者と連携して取り組まなければならない。
 - 5 美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組まなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村及び県民等の主体的な取組に配慮しながら、美しい景観の形成のための先導的な役割を担うとともに、広域的に美しい景観の形成を促進する責務を有する。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村が果たす地域の美しい景観の形成に関する先導的な役割の重要性にかんがみ、美しい景観の形成に向けて市町村と連携を図るとともに、市町村が行う美しい景観の形成に関する施策に対し、積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(景観行政団体である市町村との関係)

第6条 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体（景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。）である市町村が行う施策を尊重し、当該施策との整合性に配慮するものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、美しい景観の形成についての関心と理解を深め、地域の特性に応じた美しい景観の形成に関する活動を実践するとともに、県又は市町村が実施する美しい景観の形成に関する施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域の景観に配慮した事業の実施に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する美しい景観の形成に関する施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(県民等への支援)

第9条 県は、県民等の地域の特性に応じた美しい景観の形成に関する活動への参加及び地域の景観に配慮した事業の実施を促進するため、積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(基本方針)

第10条 知事は、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興その他の地域活性化の視点から美しい景観の形成に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 美しい景観の形成に関する目標
- 二 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、美しい景観の形成に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ宮城県景観審議会の意見を聴くとともに、市町村及び県民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(総合的な施策の策定等)

第11条 県は、美しい景観の形成を促進するため、基本方針に基づき総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項に規定する総合的な施策の推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(景観週間)

第12条 県民等の美しい景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県、市町村及び県民等が連携して行う美しい景観の形成に関する活動を促進するため、景観週間を設ける。

2 景観週間は、美しい景観の形成に関する事業の実施状況を考慮して設定するものとする。

(美しい景観の形成に配慮した公共施設の建設等)

第13条 県は、美しい景観の形成のための先導的な役割を担うことから、美しい景観に影響を及ぼすと認められる公共施設の建設等に当たっては、基本方針に基づき、美しい景観の形成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(普及啓発)

第14条 県は、美しい景観の形成について県民等の関心と理解を深めるよう、普及啓発に努めるものとする。

(調査研究等)

第15条 県は、美しい景観の形成について必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

2 県は、前項の規定により行った調査研究の成果及び同項の規定により収集した情報を美しい景観の形成に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 県は、美しい景観の形成に関し特に功績があったものに対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、美しい景観の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置等)

第18条 知事の諮問に応じ、美しい景観の形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第 19 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、美しい景観の形成の促進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第 22 条 第 18 条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年宮城県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県景観審議会の委員	出席一回につき 11,600 円	6 級
-------------	------------------	-----

宮城県土木部都市計画課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL : 022 (211) 3132

FAX : 022 (211) 3295

E-mail : tosikes@pref.miyagi.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/>

この「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」は、1,000部作成し、1部当たりの単価は約201円です。



このパンフレットは、環境にやさしい
ベジタブルインクを使用しています。